

平成 18 年度盛岡市除雪計画について

平成 18 年 11 月 21 日

建設部

「盛岡市除雪計画書」は、盛岡市の除排雪対策の方向性を定めた「盛岡市除排雪基本方針」、除雪の対策区分等を定めた「盛岡市除雪基本計画」、盛岡市内の市道や農林道等の除雪基準や体制を定めた「盛岡市道除雪計画」、「盛岡市農道除雪計画」、「盛岡市林道除雪計画」及び「盛岡市玉山区除雪計画」から成り立っています。

昨年度の豪雪に伴う除雪対応状況の総括において、除排雪委託業者及び除雪車両の確保、豪雪時における組織体制の強化及び除排雪業務に関する市民への情報提供のありかたが課題となったことから、以下のとおり「盛岡市道除雪計画」の方針に、排雪作業、豪雪対策、情報発信等の項目を新たに追加・拡充すると共に合併した玉山区の除雪体制を盛岡市除雪対策本部に加えることで、相互の路線の除雪状況の把握を可能としたほか契約事務の統一や豪雪時の体制を確立したことで除雪機械の相互乗り入れや作業協力を可能とした計画となっております。

○盛岡市除排雪基本方針

変更なし。

○盛岡市除雪基本計画

玉山区との合併に伴う文面について修正を行った。

○盛岡市道除雪計画（__部は新規、拡充箇所）

昨年度の豪雪に伴う除雪対応状況の総括において、除排雪委託業者及び除雪車両の確保、豪雪時における組織体制の強化、及び除排雪業務に関する市民への情報提供のありかたが基本的な課題となったことから、排雪作業、豪雪対策、情報発信等の項目について新たに追加・拡充を行った。

1. 排雪作業

(1) 指定路線の排雪

市が排雪しようとする路線（以下、「排雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である除雪指定路線のうち、主要幹線市道とし、あらかじめ市が指定するものとする。

(2) 指定外路線の排雪

排雪指定路線以外の路線の排雪については、地域住民、町内会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて排雪用ダンプトラック等を貸与するものとする。また、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できない場合は、市がパトロールを実施し、対応するものとする。

(3)排雪実施基準

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが1.5mを越え、かつ片側の車道幅員が2mを確保できなくなったとき。

②排雪指定路線以外の幹線道路において、車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。

③主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。

④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。

2. 情報収集・管理

(1)気象情報収集

適切な除雪活動を行うため、盛岡地方気象台の協力を得て全般的な気象情報の収集を行うとともに、気象情報システムを利用して各地区別の情報の収集を行うものとする。

(2)路面情報収集

盛岡地区広域行政事務組合等により、路面状況について情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認に努めるものとする。

(3)市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除雪指示やパトロールの情報として活用するものとする。

3. 豪雪対策

降雪量が概ね40cmを超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

(1)苦情等の受付体制の強化

苦情等の収集を円滑に行うため、建設部内で電話の調整、若しくは道路管理課内への電話の増設を行うとともに、建設部内の各課より受付対応職員の応援を受ける。

(2)現地確認体制の強化

降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、苦情への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課、及び全庁的な応援を要請し対応する。

○盛岡市道除雪計画実施要領

盛岡市道除雪計画の見直しを基に、見直しを行い、内容の拡充を行った。

1. 除排雪

(1) 指定路線区分及び出動基準

①第1種指定路線

主要幹線道路の中で主としてバス運行路線とし、午前6時完了を目標に除雪を行う。

②第2種指定路線

主要幹線道路とし、午前7時完了を目標に除雪を行う。

③第3種指定路線

地区幹線道路および、生活路線とし、第1種指定路線及び第2種指定路線の除雪完了後順次速やかに除雪を行う。

④歩道指定路線

通勤、通学を考慮し、午前7時完了を目標に除雪を行う。

(2) 除雪指定路線

道路改良及び街路事業等で竣工した路線、土地区画整理事業で竣工した路線、要望路線の見直しを行い、新たに車道で約47km、歩道で約7kmの路線を除雪路線として指定した。

【除雪延長】

単位：km

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	増減
車道除雪延長	946.8	994.7	1,042.2	+47.5
歩道除雪延長	222.1	249.6	256.7	+7.1

(3) 使用機械

除排雪業務に使用する除雪機械等は、盛岡市有車輛103台（H17比較23台増）、委託車両417台（H17比較63台増）とする。

(4) 除排雪業者

除排雪業務は全面委託により行い、124社（H17当初契約比較7社増）と契約を行い業務にあたる。

(5) 除雪要領

除雪要領を以下のとおり見直し、状況に応じた適正な対応を行う。

①新雪除雪（車道除雪）

②吹溜りの処理（車道除雪）

③路面整正除雪（車道除雪）

④拡幅除雪（車道除雪）

⑤歩道除雪

⑥排雪（運搬除雪）

(6) 融雪施設

歩車道、跨線橋及び地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各融雪施設の整備をおこなうとともに、保守点検等を行い適正な維持管理に努める。

(7) 凍結防止剤の散布

①散布箇所及び散布方法

路面の凍結防止及び雪氷融解を促進して、スリップ事故の防止、圧雪除去作業及び路面整正作業を容易にするため、国県道と主要幹線市道（1種路線・2種路線）との交差点、及び主要幹線内の急坂部、急カーブ等について、路面状況を勘案しながら凍結防止剤散布車により凍結防止剤の散布を行う。

その他の市道については、凍結防止剤を入れたドラム缶等を市内各所に配置するとともに、町内会及び公共機関等にも凍結防止剤を配布して市民等の散布協力を得ながら凍結防止剤の散布を行う。

【市民等の協力による散布依頼箇所数】

単位：箇所

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
ドラム缶 設置箇所	57	57	57	±0
町内会等散布 依頼箇所	508	515	520	+5

②散布薬剤

平成 17 年度の使用実績等により、今年度使用する薬剤は、平坦部には、メルロード（液剤）とスターメルト・ベストップ（粒剤）。急坂部には、全域にスターメルト・ベストップ（粒剤）。緊急用には、塩化カルシウム（液剤及び粒剤）とする。

(8) 雪捨て場

市の実施する排雪（運搬除雪）及び市民の利用のため、9箇所の雪捨て場を指定し、委託により維持管理を行う。

【今年度新規追加する雪捨て場】

雪捨て場	使用区分	管理委託会社
玉山区字上田旧道路敷	市民、委託会社	(有)松園工業
盛岡南公園	市民、委託会社	日本道路(株)

(9) 水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合、下水道部施設管理課の協力を得て水切りを行う。

2. 隣接町村との調整について

滝沢村道、矢巾町道と接続する市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。

3. 市民との協働除雪について

市民との協働による除排雪を推進するため、市民に対して速やかな情報の提供に努めるとともに、市民が除排雪に協力できるような環境づくりに努める。

- ①町内会へ小型除雪機械の貸し出しを行う。(78台)
- ②町内会及び商店街等が道路の排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び、作業用器具(スコップ、つるはし等)の貸し出しを行う。
- ③広報もりおか(12/1号)、ラジオ番組(ラヂオ盛岡)及び市のホームページを利用したPR活動を実施する。
- ④身近な雪の集積場として、地域の公園や市有地を提供する。(30箇所)
- ⑤除排雪に関する地区懇談会(上田、東厨川、仙北、飯岡)の開催
- ⑥町内会への除排雪関連資料(除雪計画図コピー等)配布

○盛岡市農道除雪計画

除雪体制、除雪基準、路線延長及び委託業者数等変更なし。

【除雪計画概要】

		平成17年度	平成18年度	増減
農道	路線数	9路線	9路線	±0路線
	路線延長	10,177m	10,177m	±0m
業務委託業者		7業者	7業者	±0

○盛岡市林道除雪計画

除雪体制、除雪基準、路線延長及び委託業者数等変更なし。

【除雪計画概要】

		平成17年度	平成18年度	増減
林道	路線数	20路線	20路線	±0路線
	路線延長	62,304m	62,304m	±0m
業務委託業者		11業者	11業者	±0

○玉山区除雪計画

従来の玉山村除雪計画を基に、出勤基準等について可能な限り同一の基準で実施できるよう調整を図った。

1. 除雪体制

玉山区の除雪体制は、玉山区内を13地区のブロック別に、5地区を市保有(玉山区所管)機械で、8地区を委託機械により実施する。

2. 除雪計画路線と出動基準

①除雪計画路線は、交通量を基準とし、路線の性格を勘案して、次表の順位を基本目標とする。

除雪順位	路線区分
1	バス路線及び市道1・2級
2	集落間連絡道路
3	通学路及び産業用道路(農道等)
4	市道以外の生活道路

②出動基準は盛岡市道に準ずるものとし、作業内容による出動基準は次表のとおりとする。

作業内容	出動基準
新雪除雪	路面の新降雪深が、基準を超え、気象情報等から、さらに降雪が予想される時。
路面整正	圧雪路面において、交通量の増大及び気温の変化等により、雪質が軟弱化し、穴、不陸や、厚く氷状路面等が著しくなった時。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪(雪堤)が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となったり、吹雪など風雪によって狭くなるなど、交通障害を引き起こすと判断された時。

③除雪計画路線は次表のとおりとする。

【除雪路線調書】

単位：km

道路種別	区分	除雪計画延長		増減
		平成17年度	平成18年度	
市道	1級	57.03	57.29	+0.26
	2級	45.32	45.94	+0.62
	その他	152.03	180.35	+28.32
農道		18.24	7.22	-11.02
林道		1.95	1.95	0.0
生活道路		52.14	37.91	-14.23
計		326.71	330.66	+3.95

④歩道除雪基準

スクールゾーン内通学路を対象とし、降雪状況を確認しながら、天候がほぼ安定状況時に実施する。

【除雪路線調書】

単位：km

道路種別	区分	除雪計画延長		増減
		平成 17 年度	平成 18 年度	
市 道	歩道	7.87	11.64	+3.77

⑤凍結防止剤散布

低温にて路面凍結が予測される場合に交通安全の確保を図るため、凍結防止剤を散布する。

原則として、交差点・踏切・橋梁・坂道・カーブ等で指定の個所に散布する。また、橋梁・坂道等の必要箇所には、散布の他に凍結防止剤を現地に常備して、緊急にそなえる。

⑥雪捨て場の確保

玉山区の雪捨て場所は、総合運動公園脇、北上川河川敷きに確保する。但し、雪捨て場は、トラック等の車による排雪場とし、小規模の排雪については、自治会の区域にある空き地等を利用するなど、自治会への対応を求める。

3. 関係機関等への協力要請等

①路上放置車輛，路上駐車等の取締り及び除雪機械の運行に際し，必要がある場合は警察署に交通整理の協力を求める。

②路肩にある消防施設(消火栓等)に標識設置について消防署に協力を求める。

③自治会に対して，降雪が続き屋根の雪下ろし作業が必要になったときは，雪下ろし作業を一斉に行うよう要請し，雪下ろし完了後に除雪を行う。但し，除雪完了後に屋根の雪下ろしをしたため交通に支障をきたした場合は，原因者が後始末をするよう要請する。

4. 住民協力を得るための広報活動の実施

チラシの配布，広報紙を通じて，市民に対し降雪前期の除雪に対する注意事項等を広く啓発する。

5. 情報収集体制

①道路パトロールを随時実施し，定点観測による積雪状況，路面の状況等を把握する。

②除雪オペレータと車載無線を通じて，除雪の進捗状況等の把握に努める。さらに，自治会等に協力を要請し，除雪路線の状況等について情報提供を求める。